

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和5年9月28日)

受験番号 _____

申請者(法人)名 _____

受験者の氏名 _____

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入してください。

問1 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者の行う運送(自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。)を利用してする貨物の運送をいう。

()

問2 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更ものを除く。)をしようとするときは、国土交通大臣にあらかじめ届けなければならない。

()

問3 (運賃及び料金等の掲示)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。))を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

()

問4（輸送の安全）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

（ ）

問5（運行管理者）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者基礎講習を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

（ ）

問6（運行管理者等の義務）

事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならないが、一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなくてもよい。

（ ）

問7（事故の報告）

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車は、程度の大小にかかわらず事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

（ ）

問8（運送約款）

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、国土交通大臣の認可を受けたものとみなす。

（ ）

問9（欠格事由）

許可を受けようとする者が、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

（ ）

問10（名義の利用等の禁止）

一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

（ ）

問11（報告の徴収及び立入検査）

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

（ ）

問12（一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表）

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

（ ）

問13（運行管理者の講習）

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、死者若しくは重傷者が生じた事故を引き起こした事業用自動車の運行を管理する営業所又は法第33条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）の原因となった違反行為が行われた営業所において選任している運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

（ ）

問 1 4 (過積載の防止)

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

()

問 1 5 (乗務等の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った事業用自動車ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

()

問 1 6 (過労運転の防止)

貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

()

問 1 7 (点呼等)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあってはその通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。なお、運行管理者(補助者)の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼等を行うこともできる。

()

問 1 8 (運行管理規程)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあってはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。

()

問19（従業員に対する指導及び監督）

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより運転者に対する指導及び監督をした場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において1年間保存しなければならない。

()

問20（運賃及び料金の届出）

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を提出しなければならない。

()

問21（変更登録）

自動車の使用者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、移転登録又は永久抹消登録の申請をすべき場合を除き、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

()

問22（定期点検整備）

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、6ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

()

問23（下請代金の支払期日）

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。）から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

()

問24問（駐車を禁止する場所）

車両は、駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

()

問25（危険有害業務の就業制限）

労働基準法上の使用者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性(以下「妊産婦」という。)を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

()

II. 次の問26から問29の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問26

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、国土交通省令に定めるものを除き、国土交通大臣の認可を受けなければならないことになっています。次のア～カの中で認可事項に該当するものをすべて選び記入してください。(完答)

- ア. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- イ. 営業所又は荷扱所の名称の変更
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- エ. 休憩睡眠施設の位置及び収容能力の変更
- オ. 事業の譲渡し及び譲受け
- カ. 事業の休止及び廃止

()

問27

一般貨物自動車運送事業者が国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない場合として誤っているものを次のア～ウの中から1つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 資本金の額を変更した場合
- イ. 一般貨物自動車運送事業者が運輸を開始した場合
- ウ. 法人であって、役員又は社員に変更があった場合

()

問28 (定義)

自動車事故報告規則に定められている国土交通大臣への報告が必要な事故について、次のア～ウの中から正しいものをすべて選び、() 内に記入してください。

(完答)

- ア. 死者又は負傷者を生じたもの
- イ. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの。
- ウ. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、2時間以上自動車の通行を禁止させたもの

()

問29 ((貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示(平成元年2月9日労働省告示第7号)によって定められています。次の中から正しいものをすべて記入してください。(完答)

- ア. 拘束時間は、1箇月について286時間を超えないものとする。
- イ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とする。
- ウ. 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えること。
- エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。
- オ. 連続運転時間は、4時間30分を超えないものとする。

()

問30 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者が提出しなければならない事業報告書及び事業実績報告書の報告期間及び提出時期等として正しい組み合わせを次のア～ウの中から1つ選び、() 内に記入してください。

- ・事業報告書は、(A) に係るものを (B) に (C) へ提出する。
- ・事業実績報告書は、(D) に係るものを (E) に (C) へ提出する。

ア. A : 毎事業年度 B : 毎年7月10日まで C : 国土交通大臣 D : 毎年4月1日から3月31日までの期間 E : 毎事業年度の経過後100日以内

イ. A : 毎事業年度 B : 毎事業年度の経過後100日以内 C : 管轄地方運輸局長 D : 毎年4月1日から3月31日までの期間 E : 毎年7月10日まで

ウ. A : 毎年4月1日から3月31日までの期間 B : 毎事業年度の経過後100日以内 C : 管轄地方運輸局長 D : 毎事業年度 E : 毎年7月10日まで

エ. A : 毎年4月1日から3月31日までの期間 B : 毎年7月10日まで C : 国土交通大臣 D : 毎事業年度 E : 毎事業年度の経過後100日以内

()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和5年9月28日)

受験番号 _____

申請者(法人)名 _____

受験者の氏名 _____

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入してください。

問1 【貨物自動車運送事業法】(定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者の行う運送(自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。)を利用してする貨物の運送をいう。

(法第2条第7項) (○)

問2 【貨物自動車運送事業法】(事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更ものを除く。)をしようとするときは、国土交通大臣にあらかじめ届けなければならない。

(法第9条第1項、3項) (×)

問3 【貨物自動車運送事業法】(運賃及び料金等の掲示)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。))を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(法第11条) (○)

問4 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

(法第17条第2項) (○)

問5【貨物自動車運送事業法】(運行管理者)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者基礎講習を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

(法第18条第1項) 基礎講習→資格者証の交付 (×)

問6【貨物自動車運送事業法】(運行管理者等の義務)

事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならないが、一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなくてもよい。

(法第22条第3項) 尊重しなければならない (×)

問7【貨物自動車運送事業法】(事故の報告)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が、程度の大小にかかわらず事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

(法第24条) 転覆、火災、その他省令で定める重大な事故を引き起こしたとき
(×)

問8【貨物自動車運送事業法】(運送約款)

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、国土交通大臣の認可を受けたものとみなす。

(法第10条第3項) (○)

問9【貨物自動車運送事業法】(欠格事由)

許可を受けようとする者が、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者は、一般

貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

(法第5条第1項) 5年 (×)

問10【貨物自動車運送事業法】(名義の利用等の禁止)

一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

(法第27条第1項) (○)

問11【貨物自動車運送事業法】(報告の徴収及び立入検査)

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(法第60条第4項) (○)

問12【貨物自動車運送事業法】(一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

(法第24条の3) (○)

問13【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者の講習)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、死者若しくは重傷者が生じた事故を引き起こした事業用自動車の運行を管理する営業所又は法第33条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)の原因となった違反行為が行われた営業所において選任している運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

(安全規則第23条) (○)

問14【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過積載の防止)

貨物自動車運送事業者は、過積載による輸送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由

がある場合は、この限りではない。

(安全規則第4条) (×)

問15 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(乗務等の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った事業用自動車ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(安全規則第8条第1項) (×)

問16 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過労運転の防止)

貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

(安全規則第3条第4項) (○)

問17 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(点呼等)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあってはその通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。なお、運行管理者(補助者)の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼等を行うこともできる。

(安全規則第7条第1項、第2項) (×)

問18 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理規程)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあってはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。

(安全規則第21条) (○)

問19 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(従業員に対する指導及び監督)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより運転者に対する指導及び監督をした場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び

監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において1年間保存しなければならない。

(安全規則第10条第1項) (×)

問20【貨物自動車運送事業報告規則】(運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、運賃料金設定(変更)届出書を提出しなければならない。

報告規則第2条の2 (○)

問21【道路運送車両法】(変更登録)

自動車の使用者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、移転登録又は永久抹消登録の申請をすべき場合を除き、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

(車両法第12条) (×)

問22【道路運送車両法】(定期点検整備)

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、6ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(車両法第48条) ×6ヶ月ごと→○3ヶ月ごと (×)

問23【下請代金支払遅延等防止法】(下請代金の支払期日)

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。)から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

(下請法第2条の2第1項) (○)

問24問【道路交通法】(駐車を禁止する場所)

車両は、駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者が

その車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

(道交法第45条第2項) (○)

問25【労働基準法】(危険有害業務の就業制限)

労働基準法上の使用者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性(以下「妊産婦」という。)を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

(労働基準法第64条の3) (○)

II. 次の問26から問29の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問26

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、国土交通省令に定めるものを除き、国土交通大臣の認可を受けなければならないことになっております。次のア～カの中で認可事項に該当するものをすべて選び記入してください。(完答)

- ア. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- イ. 営業所又は荷扱所の名称の変更
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- エ. 休憩睡眠施設の位置及び収容能力の変更
- オ. 事業の譲渡し及び譲受け
- カ. 事業の休止及び廃止

(ウ エ オ)

問27

一般貨物自動車運送事業者が国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない場合として誤っているものを次のア～ウの中から1つ選び、()内に記入してください。

- ア. 資本金の額を変更した場合
- イ. 一般貨物自動車運送事業者が運輸を開始した場合
- ウ. 法人であって、役員又は社員に変更があった場合

(施行規則第44条第1項) (ア)

問28 (定義)

自動車事故報告規則に定められている国土交通大臣への報告が必要な事故について、次のア～ウの中から正しいものをすべて選び、()内に記入してください。

(完答)

- ア. 死者又は負傷者を生じたもの
- イ. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの。
- ウ. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、2時間以上自動車の通行を禁止させたもの

報告規則第2条 (イ)

問29 ((貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示(平成元年2月9日労働省告示第7号)によって定められています。次の中から正しいものをすべて記入してください。(完答)

- ア. 拘束時間は、1箇月について286時間を超えないものとする。
- イ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とする。
- ウ. 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与える。
- エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。
- オ. 連続運転時間は、4時間30分を超えないものとする。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条) (イ、ウ、エ)

問30 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者が提出しなければならない事業報告書及び事業実績報告書の報告期間及び提出時期等として正しい組み合わせを次のア～ウの中から1つ選び、()内に記入してください。

- ・事業報告書は、(A)に係るものを(B)に(C)へ提出する。
- ・事業実績報告書は、(D)に係るものを(E)に(C)へ提出する。

ア. A : 毎事業年度 B : 毎年7月10日まで C : 国土交通大臣 D : 毎年4月1日から3月31日までの期間 E : 毎事業年度の経過後100日以内

イ. A : 毎事業年度 B : 毎事業年度の経過後100日以内 C : 管轄地方運輸

局長 D：毎年4月1日から3月31日までの期間 E：毎年7月10日まで
ウ. A：毎年4月1日から3月31日までの期間 B：毎事業年度の経過後100
日以内 C：管轄地方運輸局長 D：毎事業年度 E：毎年7月10日まで
エ. A：毎年4月1日から3月31日までの期間 B：毎年7月10日まで
C：国土交通大臣 D：毎事業年度 E：毎事業年度の経過後100日以内

(報告規則第2条) (イ)